

2021年に注目すべき最重要なコンプライアンスの 課題について — 2020年のAML法

いつ、何が起こるのか

マネーロンダリング防止法 (AML法) に関し、2020年に実施された注目すべき主な事項は、米国が最終的に実質的所有者の登録制度を確立することにより、マネーロンダリング防止 (AML)体制の長年の課題にようやく対応したことでした。しかし AML法には他にも多くの条項が含まれており、これらを総合すると、米国の AML コンプライアンスの将来を大きく変える可能性があります。

次のセクションでは、内部管理・コンプライアンスの専門家が頭に入れておくべきAML法の主要な条項を要約しています。これらはトピックごとに分類されており、条項が含まれている法律の章立てと必ずしも一致しているわけではありません。

適用範囲	実質的支配者の登録
公的な優先事項に方向づけられたリスクベースの AMLコンプライアンスプログラム	内部告発制度
FinCEN および AML 規制の強化と近代化	PEP・特別措置事業体の取引関与の隠蔽に関連 する刑事責任
コミュニケーションと監視の改善	
拡張された域外適用	違反に対する追加の罰則

適用範囲

AML法の規定は、銀行機密法(BSA)で定義されている「金融機関」に適用されますが、AML法には2つの改定項目があります。

「通貨または資金の送信に従事する」個人または企業の 定義は、「通貨の代わりとなる価値の送信」も含むように変 更されました。これにより、暗号資産にも適用されること が明確になっています。

• 「骨董品の取引に従事する者(顧問、コンサルタント、その他の骨董品の販売を行う者を含む)」が定義に追加されました。

公的な優先事項に方向づけられたリスクベースのAMLコンプライアンスプログラム

AML法は、AMLコンプライアンスプログラムはリスクベースでなければならないことを確認していますが、そのようなリスクベースのプログラムは、部分的にAMLの公的な優先事項を考慮すべきと追記されています。財務長官は、司法

長官と協議して、AML法の発効日から180日(2021年6月30日)以内にAMLコンプライアンスの最初の優先事項を公表し、その後少なくとも4年ごとに、司法長官、他の連邦および州の規制当局、国家安全保障機関と協議の上、優先

事項を更新することが求められています。

金融機関は、公的な優先事項をAMLリスク評価に組み込むことが期待され、規制当局は、これをどの程度効果的に実施しているかをレビューします。公的優先事項を考慮していることを明確に説明するために、金融機関はAMLリス

ク評価手法を改訂する必要があるでしょう。AMLコンプライアンスの複雑さと急速に進化する脅威を考えると、4年ごとに優先順位を更新するのは大変なことのように思われます。財務省がより頻繁に優先事項を発表するのか、それとも、更新の間に優先事項の修正・拡大を金融機関に委ねるのかは、時間が経てば判明するでしょう。

FinCEN および AML 規制の強化と近代化

AML法には、既存のAML体制の強化と近代化を目的とした多くの措置が盛り込まれています。これには以下が含まれます。

- 暗号資産を規制するための金融犯罪捜査網(FinCEN) の権限の強化
- 金融機関において、親会社だけでなく、海外の支店、子会社、関連会社と疑わしい活動報告(SAR)を共有することを可能にする3年間のパイロットプログラム(財務省の選択により2年間延長可能)を実施するための規則をFinCENが発行すること
- FinCENの資金および権限面での強化(スタッフの雇用と維持、他の連邦規制当局との調整、国内外での業界への働きかけの実施、および技術支援の提供に関連するもの)
- 複数の金融機関によるリソース共有の明示的な許可(以前の省庁間のガイダンスにも記載されている)
- (この文章の他のセクションで言及されているものに加えて)以下を含む、さまざまな問題に関する多数の評価、見直し、報告、および調査の要求
 - · FinCENノーアクションレターの発行プロセスの検討
 - ・SARとCTR(通貨取引報告)の提出義務の見直し
 - ・司法長官が法執行機関によるBSAデータの使用について、財務省へ年次で報告すること
 - ・FinCENによる、半年ごとの「脅威のパターンと傾向」の 公開
 - ・ FinCEN に対し、1年以内にパブリックコメントを募り、 すべてのBSA 規制を見直すことを義務化
 - ・政府監査院(GAO)による「人身売買」と「金融機関が それを特定する方法」に関する調査
 - ・GAOによる、暗号資産やP2P決済を含むオンライン

マーケットプレイスやオンライン決済サービスの利用と、 そのような決済がどのように人身売買や薬物売買を促進するために利用されているか、また、暗号資産とその 基盤技術をどのように人身売買対策に利用できるかに ついての調査

- ・中華人民共和国によるマネーロンダリング、国際金融 システムへの関連リスク、およびこれらのリスクに対抗 するための戦略に関する財務省の研究
- ・司法省と財務省による、米国の金融システムを悪用す る権威主義政権の取り組みに関する研究
- ・起訴猶予および不起訴の合意やそれぞれの正当性 についての検事総長による議会に対する報告(1年以 内、その後4年間は毎年実施)
- 次のような革新的な措置の実行
 - ・銀行秘密法諮問グループ(BSAAG)の小委員会を設立し、イノベーション、テクノロジーにフォーカス
 - ・業界、法執行機関、州の監督者、およびベンダーを含むその他の人々とのアウトリーチを調整するBSAイノベーションオフィサーを任命することを、FinCENと連邦の機能規制当局へ要請
 - ・新技術をテストするための規則を発行することを財務 省へ要請
 - ・金融犯罪のコンプライアンスに対するテクノロジーの 影響について1年以内に議会に報告する旨の財務省 への要請
 - ・技術シンポジウムを定期的に開催する旨の財務省へ の要請

上記の行動の結果はコンプライアンスの取り組みに大きな 影響を与える可能性があるため、金融機関は動向を注視し、 意見を述べてAMLコンプライアンスの将来の方向性に影 響を与える機会を最大限に活用する必要があります。

コミュニケーションと監視の改善

AML法には、コミュニケーションと監視を改善するために以下のステップが含まれています。

- BSA要件の議論に州の監督者を含めることを財務省へ 要請
- 規制とBSA検査のセキュリティと機密性に対する影響を 助言するためにBSAAGの小委員会の設立
- セキュリティと情報共有に関連する協議のためにBSAセキュリティオフィサーを任命する旨の、FinCENや各連邦

機能規制当局、IRSへの要請

- AMLおよびテロ資金調達データを分析するために財務 専門知識を持つスタッフを維持することをFinCENへ要請
- 年次トレーニングを受けることをBSA検査官へ要請

このように、連携を強化し、FinCENと銀行規制当局のスタッフをそれぞれスキルアップさせて訓練し、セキュリティと機密性に関する官民の協力体制を強化することは、業界にとって歓迎すべきことです。

拡張された域外適用

AML法は、米国の域外適用範囲を大幅に拡大しています。米国愛国者法の権限では、米国内にコルレス口座を持つ外国銀行に対し、そのコルレス口座に関連する記録について召喚状を発行することができました。AML法に含まれる拡大された権限の下では、特に米国刑法の違反またはBSAの違反に関わる調査の対象となる場合、米国は、米国外で維持されている記録を含め、コルレス口座または外国銀行の口座に関連するあらゆる記録に対して召喚状を発行することができます。例えば、たとえその顧客のための活動がその米ドルコルレス口座を通じて清算されていなくても、ある外国銀行がその顧客の口座に関連する情報を求める召喚状を発行される可能性があることを意味しています。

召喚状を受け取った外国銀行は、口座保有者に召喚状の 存在を通知することが禁止されます。 外国銀行は、召喚令 状を無効にするための措置を取ることができますが、現地のプライバシー法や機密保持法に抵触することを主張しても、それを遵守しない正当な理由とはみなされません。遵守しない場合、制裁や金銭的な罰則を受ける可能性があり、極端な場合、財務省は米国の金融機関に対し、遵守しない外国銀行とのコルレス関係を解消するよう指示することもあります。

米国でコルレス銀行業務を行っている外国銀行は、本件を理由として直面する可能性のある追加的なエクスポージャーを考慮する必要があります。召喚状を取り消すための具体的な主張は、事実に基づいて行う必要がありますが、影響を受ける外国銀行は、起こりうる召喚状をどのように管理するのが最善かを理解するために、今すぐ弁護士に相談するのが賢明でしょう。

実質的支配者の登録

FATF勧告24「各国は、権限のある当局が適時に入手・アクセスできる法人の実質的な所有権と支配に関する適切かつ正確でタイムリーな情報を確保すべきである」に従って、企業の透明性に関する法律(AML法に含まれる)は、FinCENに実質的な所有者の国内登録簿を維持することを求めています。この登録簿は公開されず、(1)特定の条件下での法執行機関、(2)連邦機能規制当局、(3)顧客の許可を得た金融機関のみが利用できることになっています。

報告対象となる企業は、米国またはインディアン部族の法律に基づいて設立された企業、および米国で事業を行うために登録された外国企業です。これらの企業は、各受益者(直接的または間接的に企業を実質的に支配しているか、企業の所有権の25%以上を所有または支配している企業または個人で、未成年者、ノミニー、雇用された従業員、相続権を有する者、債権者を除く)について、以下の情報を報告

しなければなりません。

- 公式な法的名称
- 生年月日
- 現在の居住地または勤務地
- 受け入れ可能な身分証明書の固有識別番号

上場企業、特定の非営利団体や政府機関、特定の金融機関、およびその他20人以上のフルタイム換算の従業員を雇用し、500万ドル以上の売上高または総収入で連邦所得税の申告を行い、米国内に物理的なオフィスを構えて営業活動を行っている企業は、報告企業の定義から除外されます。

同法では、不正な受益者情報を故意に提供した場合、また は提供しようとした場合、(1)違反行為が継続するごとに1日 あたり500ドル以下の罰金、(2)1万ドル以下の刑事罰およ び2年以下の懲役、という罰則を設けています。また、不正 な受益者情報の開示や使用に対する罰則も規定されてい ます。さらに、米国の他の法律に違反している場合や、12ヶ 月間に10万ドル以上の違法行為が行われている場合には、 50万ドル以下の罰金と10年以下の懲役が科せられます。 財務省は、受益者情報へのアクセスが許可された者に限定 されていることを確認するため、毎年監査を行い、上院銀行 委員会および下院金融サービス委員会に監査内容を報告 しなければならず、GAOもシステムの監査を行わなければ なりません。財務省は、受益者負担のプロセスに関するあ らゆる苦情について議会に定期的に報告すること、および 監察官を通じて登録簿に対するサイバーセキュリティ侵害 の調査を行うことを義務付けられています。

この規定を実施するために、FinCENが公布した規制の発効日前に設立または登録された既存の報告会社は、規制の発効日から2年以内に実質的支配者を報告しなければならず、公布された規制の発効日以降に新たに設立された報告会社は、設立時に実質的支配者を報告しなければなりません。登録を実施するための規則が必要であり、現行のカスタマー・デュー・ディリジェンス(CDD)規則を登録要件に合わせて変更する必要があります。規則制定には少なくとも18ヶ月を要し、その後登録の運用を開始する必要があるため、プログラムが稼動するまでには数年を要するものと思われます。

この間、金融機関は、FinCENの規則の制定状況を監視し、登録情報を活用できるようになることで、自社の業務にどのような影響があるかを検討する必要があります。

内部告発制度

改正されたAML法の公益通報制度は、サーベンス・オクスリー法の公益通報制度をモデルとしており、BSA違反に関連して司法省や財務省に報告された情報に対する報奨金の可能性を高めるとともに、通報者の保護を強化しています。AML法の下では、情報提供者は、その情報が100万ドルを超える罰則付きの執行につながった場合、罰則の30%に相当する報奨を受ける資格を有します。従来の報奨金は、15万ドルまたは関連する罰則の25%のいずれか少ない方となっていました。内部告発者は、弁護士を介して匿名で報告することができますが、報酬の受け取り前に身元を開示する必要があります。

評論家は、内部告発者プログラムの報復防止セクション

に問題があると言います。というのも、連邦預金保険法 (Federal Deposit Insurance Act)または連邦信用組合法 (Federal Credit Union Act)第214条(被保険信用組合 に関する)の適用を受けている銀行の従業員は、改編されたプログラムの報復防止規定から除外されているのです。 つまり、被保険者である銀行と信用組合のすべての従業員は事実上、うまく機能していないとも言われる旧来の報復防止法に基づいて保護を求めざるを得なくなっています。

金融機関は、ルール作りを監視すると同時に、必要に応じて 社内の内部通報制度を見直し、更新することで、潜在的な 違反行為を検知して対処し、司法省や財務省への内部通 報のリスクを軽減するよう努めなければなりません。

PEP・特別措置事業体の取引関与の隠蔽に関連する刑事責任

AML法は、次のいずれかの場合に、金融機関に対し、金銭取引に関する資産の出所を隠蔽、改ざん、不実表示を行うこと、またそれらを試みることを犯罪と見なします。

• 資産を所有または管理する個人または団体は、政治的に 暴露された個人(PEP)、またはPEPの近親者または親 密な関係者であり、資産の価値が100万ドル以上である 場合 その取引が、FinCENによって主要なマネーロンダリングの懸念事項として特定された事業体に関与しており、コルレス口座の開設または維持、または口座を通じて支払うことに関する禁止事項または条件に違反している場合

違反した場合、最高10年の懲役と、100万ドルの罰金が課せられます。これは、取引に関与した財産、または取引に追跡可能な資産の没収を含みます。

違反に対する追加の罰則

AMLに関する法が改定される場合、新しい罰則が規定されることが殆どです。当該AML法も例外ではありません。新しい罰則には次のものがあります。

BSA違反を繰り返す者は、(i)違反による利益(または回避された損失)の3倍、または(ii)違反に関する最高刑の2倍、のいずれか大きい方を上限とする裁量的な罰則が課せられます。

• BSA 違反で有罪判決を受けた者は、違反の結果得られた金額を罰金として科され、その者が金融機関の役員である場合には、当該期間中に得られたボーナスも返還しなければなりません。

• BSAの「重大な違反者」と認定された個人、例えば、マネーロンダリングやテロリストの資金調達を助長するような連邦政府による刑事上の有罪判決や故意の民事上の違反を犯した個人は、米国の金融機関の役員になることを10年間禁止される可能性があります。

要約

AML法は、規制当局間の協力体制が強化され、政府機関と金融サービス業界の間で透明性と情報共有が改善され、イノベーションが促進され、AML遵守がより効率的かつ効果的に行われる世界を想定しています。しかし、このような

世界はまだ何年も先のことであり、AML法を実施するため には多くの規則制定が必要であり、そのプロセスを通して 意見を提供するという業界の取り組みが必要になります。

AMLコンプライアンスソリューションについて

プロティビティのAMLリーダーシップチームには、元金融規制当局者、元金融機関コンプライアンス・オフィサー、詐欺および法医学の専門家、およびAMLテクノロジーシステムの専門家がいます。私たちはこれまでの業界経験を活かし、コンプライアンス担当者、取締役会メンバー、および3つの防衛線すべてがコンプライアンス違反の状況に対応し、プロセスと制御を改善し、アドホックなサポートを提供します。

プロティビティは金融機関が直面するAMLの課題を理解しています。当社のソリューションは、お客様の会社が規制当局の期待を超えることができるように設計されています。 私たちは、クライアントがAML/制裁リスクを管理するための規律あるアプローチを可能にし、持続可能なソリューションを提供します。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。 25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。 プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。 プロティビティは、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。 また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。 プロティビティは、1948年に設立され現在 S&P500の一社である Robert Half International (RHI)の100%子会社です。

